平成２６年（フ）第８０号
長野県東御市田中714番地８　クレールあおば203
債務者　北村　善夫
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２６年（フ）第３３号
岐阜県可児市川合2091番地１　シャトータウン可児Ｄ―103、前住所岐阜県多治見市旭ケ丘８丁目29番地の３　県営住宅Ａ314
債務者　土井　里美
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第２４号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取17―２　伊豆東部総合病院内、住民票上の住所静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1506番地の１　甚八アパート301号
債務者　芳賀美智子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２６年（フ）第１９号
静岡県御前崎市下朝比奈95番地の２
債務者　河原崎あさ子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２６年（フ）第６８５号
名古屋市港区入船２丁目２番８号　エルブ入船603号
債務者　今井　良承
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６９５号
名古屋市港区南十一番町３丁目５番地の２　グランドハイツ南十一番町602号、従前の住所愛知県安城市池浦町池田上24番地１　ロイヤルシティパークサイド安城池浦117
債務者　伴　　大吾
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７１３号
名古屋市緑区神沢２丁目718番地　レオパレス神沢105号
債務者　福丸　　聖
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９３６号
名古屋市北区城見通３丁目13番地　黒川住宅410号
債務者　安藤　　秀
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９５８号
名古屋市昭和区広路通２丁目３番地　マンション広路３―Ｃ号
債務者　山本美智子
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１００４号
名古屋市中川区打出町字江西737番地　レオパレス打出第２―202号
債務者　福丸　博美
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１１４号
滋賀県栗東市目川850番地１
債務者　福井　将也
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１２９号
滋賀県草津市木川町999番地７
債務者　佐藤　勝巳
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１６９号
滋賀県湖南市菩提寺西７丁目13番14号
債務者　大西恵美子
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１７０号
大津市南郷五丁目９番20号　ライフノート南郷302
債務者　増田　慎也
1　決定年月日時　平成26年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
大津地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第４５０号
広島市中区竹屋町１番３―205号
債務者　吉本　和清
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９５号
広島県安芸郡府中町青崎東７番19号
債務者　松原　雄介
1　決定年月日時　平成26年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで
広島地方裁判所民事第４部